

# いじめ防止等のための 学校基本方針



令和4年4月改定

丹波市立市島中学校

## はじめに

すべての生徒の安全・安心が保障された環境の中で、生き生きと学び健やかな成長を遂げることが学校の切なる願いであり、その環境を整えることは学校の責務である。

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格形成に重大な影響を与えるばかりか、その生命又は心身に重大な危険を生じさせるおそれがあり、絶対に許されない行為である。

本校では「いじめ実態調査」を実施し、実態把握ならびに教育相談を実施し早期発見、早期解決に努めている。また、学級活動や道徳の時間を通して「自他を認め共生社会の実現」をめざす取組を深めている。

しかし、成長の過程にある生徒にとっては、どの生徒も被害者にも加害者にもなり得るという認識。また、いじめを受けている生徒は、その表明ができにくいのが中学生の実態である。いじめに同調したり、はやしたてたりする「観衆」、見て見ぬふりする「傍観者」があった場合、いじめはますます見えにくくなり、常態化する。

これまでの取組や生徒の実態を踏まえ、「いじめ防止対策推進法」（平成 25 年法律第 71 号）や国の「いじめの防止等のための基本的な方針」、丹波市の「丹波市いじめ防止基本方針」（令和 4 年 4 月改訂）の趣旨に基づき、ここに本校の「いじめ防止等の基本方針」を改訂するものである。

## 1. いじめ防止等のための対策の基本的な考え方

学校基本方針は、国・県・市の方針を受け、いじめの防止等（いじめの基本認識、いじめの未然防止、いじめの早期発見、いじめへの対処、学校と家庭・地域・関係機関等の連携等）について次のような考えを基に策定する。

### （１）いじめの定義

いじめとは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等、当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）」であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいう。※「いじめ防止対策推進法」第 2 条より

### （２）具体的ないじめの態様（例）

- ①冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ②仲間はずれ、集団による無視をされる。
- ③軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ④ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ⑤金品をたかられる。
- ⑥金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。

⑦嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。

⑧パソコンや携帯電話等で誹謗中傷やいやなことをされる。等

※文部科学省「いじめ防止等のための基本的な方針」より

### (3) いじめの基本認識

①いじめは、どの子どもにも、どの学校でも起こり得るものである。

②いじめは、人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。

③いじめは、大人には気づきにくいところで行われることが多く発見しにくい。

④嫌がらせやいじわる等、多くの児童生徒が入れ替わりながら加害も被害も経験する。

⑤暴力を伴わないいじめであっても、繰り返しされたり、集中的に行われたりすることにより生命、身体に重大な危険が生じる。

⑥いじめは、その態様により暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する。

⑦いじめでは、加害・被害の二者関係だけでなく、いじめを助長する観衆、いじめに暗黙の了解を与えてしまう傍観者も存在する。この傍観者から仲裁者への転換を促すことが重要である。

※平成 29 年 8 月兵庫県教育委員会「いじめ対応マニュアル改訂版」より

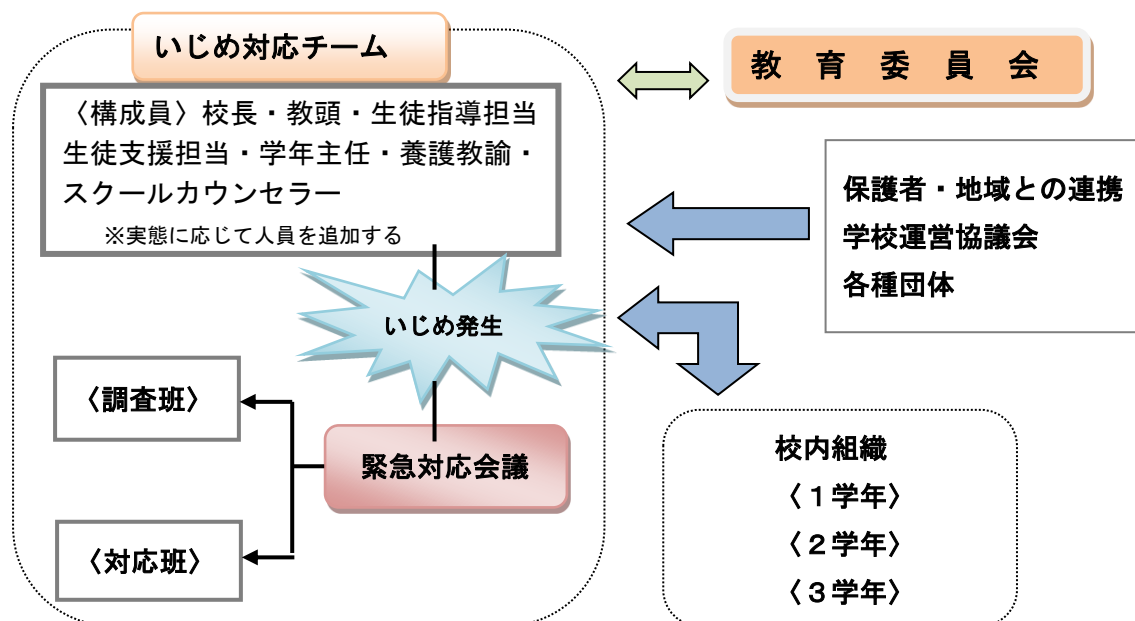
## 2. 学校の取組方針及びその内容

### (1) いじめの防止等の対策のための組織について

いじめ問題への取組にあたっては、校長のリーダーシップのもとに「いじめを根絶する」という強い意志を持ち、学校全体で組織的な取組を行う必要がある。そのために従来の問題行動に対応する生徒指導委員会とは別に「いじめ対応チーム」を組織する。

※「いじめ防止対策推進法第 2 2 条」(抄)

「いじめ対応チーム」は、校長、教頭、生徒指導担当を中心に学年主任や養護教諭、スクールカウンセラーをメンバーとして設置する。あくまでもいじめに特化する役割である。



## (2) いじめ対応チームの役割

いじめ対応チームは、学校におけるいじめの防止、いじめの早期発見、いじめへの対処等を組織的・実効的に行うための中核として取り組む。

- ①生徒・保護者に対して、いじめ対応チームの存在や活動が認識されるような取組を行う。
- ②いじめの未然防止のため、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりをする。
- ③いじめの早期発見のため、いじめの相談・通報を受け付ける窓口として対応する。
- ④いじめの早期発見・事案対処のため、いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動等に係る情報の収集と記録を行い、情報の共有を図る。
- ⑤いじめに係る情報があった時は、迅速に事実関係の把握を行い、いじめであるか否かの判断をする。
- ⑥いじめと判断した時は、いじめの被害生徒に対する支援・加害生徒に対する指導の体制・対応方針の決定と保護者との連携等、組織的な対応を行う。
- ⑦「いじめ防止等のための学校基本方針」に基づき、校内研修等の取組を実施する。
- ⑧「いじめ防止等のための学校基本方針」の点検と見直しを行う。

## (3) いじめの未然防止のために

いじめは、どの学級・学校、どの生徒にも起こりうるという認識、また、どの生徒も被害者にも加害者にもなりうるという事実に基づき、いじめの背景にあるストレスにも着目し、生徒をいじめ被害から守り、いじめに向かわせないための未然防止に、すべての教職員が日常的に積極的に取り組む必要がある。

- ①学校の教育活動全体を通じ、すべての生徒に「いじめは人として絶対に許されない」との理解を促す。
- ②日常的な観察や定期的な調査・教育相談によって、生徒一人一人の様子や学級の状況を把握する。
- ③自発的・自治的活動を支援し、互いに認め合い、支え合い、助け合う仲間づくりに努め、自己肯定感・自己有用感を醸成する。
- ④一人一人を大切にしたい分かりやすい授業づくりを進め、どの生徒にも授業を通して居場所がある教室環境をつくる。
- ⑤命や人権を尊重し、豊かな心を育てる取組を推進する。
- ⑥情報モラル教育を充実させ、インターネット上のいじめが重大な人権侵害であり、深刻な影響がある行為であることを理解させる。
- ⑦教職員の不適切な認識や言動でいじめを助長することがないように、校内研修を進め、指導の在り方には細心の注意を払う。
- ⑧学校の指導方針、いじめの実態等を公表し、いじめの未然防止について保護者や地域に積極的に働きかける。

#### (4) いじめの早期発見のために

いじめは、大人の目につきにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなどのことを認識し、ささいな兆候であっても、いじめの疑いを持って早い段階からの確に関わりを持ち、いじめを軽視することなく積極的にいじめを認知することが必要である。

- ①いじめの早期発見のため、定期的なアンケート調査や教育相談を実施する。
- ②生徒がいじめを訴えやすい体制を整えるとともに、地域、家庭と連携して生徒の見守りを行う。

#### (5) いじめに対する措置のために

いじめがあることが確認できた場合、迅速に、組織的に対応を行う必要がある。また、家庭や教育委員会への連絡・相談や事案に応じ関係機関との連携が必要である。

- ①教職員がいじめを発見した場合やいじめに関する相談を受けた場合は、抱え込まずに、いじめ対応チームに報告する義務がある。また対応チームは、経過等について市教育委員会に報告する。
- ②いじめを受けた生徒及びいじめを知らせてきた生徒の安全確保を最優先しながら、生徒・保護者の心身の支援を行う。
- ③いじめた生徒には、被害者の傷ついた気持ちを認識させ、十分な反省を促すとともに、その保護者へもいじめの事実を説明し、学校と家庭が協力して加害者の継続的な指導及び支援を行う。
- ④いじめ解消の判断は、加害行為が3カ月程度なく、その時点で被害者が心身の苦痛を感じていないことが認められることとする。
- ⑤事実関係を正確に把握し、いじめの対応に係る記録を残す。また、生徒の個人情報の取扱い等、プライバシーに細心の注意を払う。

#### (6) 重大事態への対処のために

##### ①重大事態の意味について

法第28条 I いじめにより生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

**想定されるケース** ◇生徒が自殺を企図した場合  
◇身体に重大な傷害を負った場合  
◇金品等に重大な被害を被った場合  
◇精神性の疾患を発症した場合 等

II いじめにより生徒が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

**想定されるケース** ◇年間30日以上欠席、一定期間の連続した欠席

上記に限らず、生徒や保護者から重大事態に至ったという申し立てがあった場合

## ②報告・調査について

- ◇重大事態が発生した場合は、いじめ対応チームで対応し、直ちに教育委員会に報告する。  
教育委員会が重大事態と判断した場合は市長に報告する。
- ◇事案の調査を行う主体について教育委員会の判断を仰ぐ。  
(学校が主体となって調査を行う) 又は (教育委員会が主体となって調査を行う)

## ③学校が調査主体となる場合の対応について

- ◇管理職が中心となり、いじめ対応チームを中心に組織的に対応し、迅速に事案の解決にあたる。
- ◇事案によっては、学年及び学校のすべての保護者に説明する必要の是非を判断し、必要があれば、市教委・当事者の同意を得た上で、説明文書の配付や緊急保護者会を開催する。
- ◇被害生徒からの聞き取り、保護者からの聴取を行う。
- ◇加害生徒からの聞き取り、指導、保護者への指導をする。
- ◇事案によっては、マスコミ対応も考えられる。対応窓口を明確にし、誠実な対応に努める。

## (7) 家庭・地域・関係機関等との連携のために

いじめの克服のためには、地域・家庭との連携が不可欠である。学校と地域・家庭との密接な連携が、児童生徒の健やかな成長を促進するとともに、いじめの未然防止、早期発見、対処に大きな役割を果たすものと考えられる。

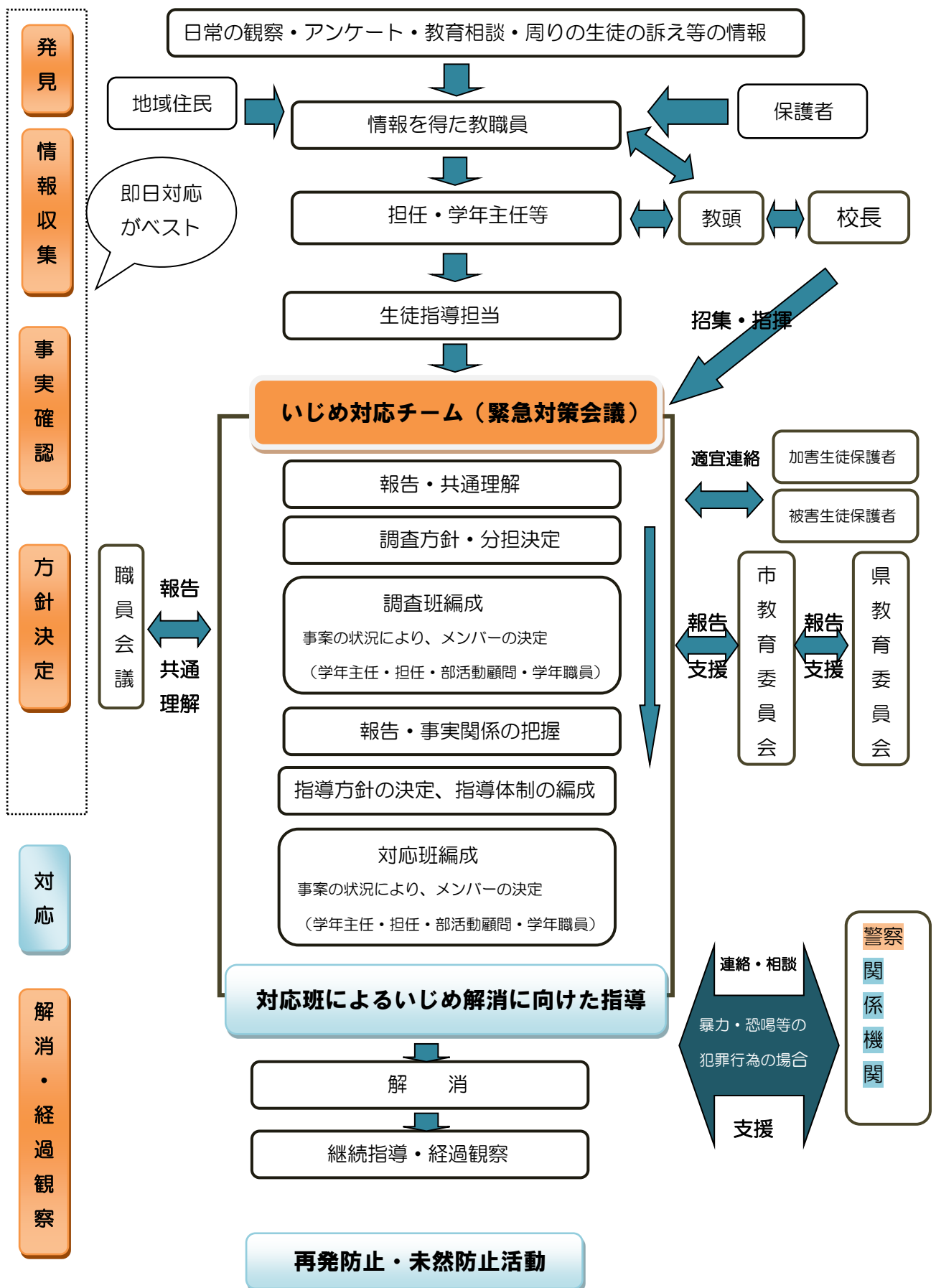
このため本校では、いじめ問題の克服に向け、あらゆる機会を通じて地域や家庭との連携を促進していきたい。

また、学校だけで解決が困難な事案については、教育委員会や適応指導教室、警察、こども家庭センターと連携し、解決を図っていく。

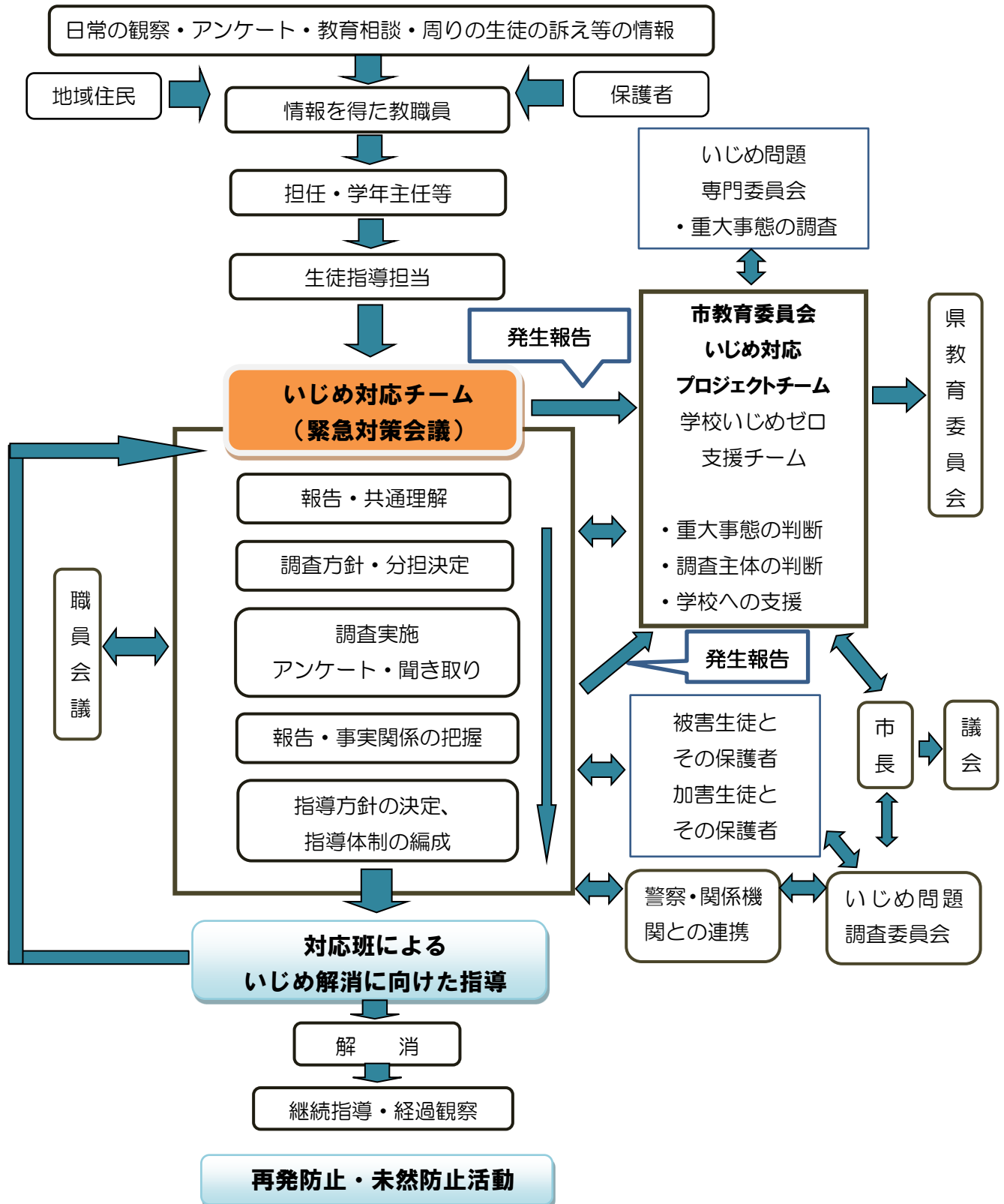
## (8) 資料の保管

- ①いじめに関するアンケートの回答用紙については、実施方法(記名、無記名、持ち帰り等)に関わらず、実物を対象生徒が卒業するまで、学校が保管する。
- ②回答をとりまとめた文書やいじめについて聞き取った記録等は、その年度の終わりから5年間、学校が保管する。
- ③いじめの重大事態に関する資料等は、発生した年度の終わりから10年間、学校が保管する。
- ④保管年限が経過した資料については、丹波市立小学校及び中学校における文書取扱要綱に基づいて廃棄する。

### 3. いじめが起こった場合の組織的対応の流れ



## 4. 重大事態が起こった場合の組織的対応の流れ



★調査主体が市教委の場合は、事案に関する調査、指導は市教委の指示に従って進める。ただしその調査、指導については、いじめ対応チームが主体となって行うこととする。資料の提出にも協力する。



## 5. いじめ防止年間指導計画

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	
	いじめ対応 チーム会議 指導方針等 職員会議	PTA総会等で保 護者向け啓発	事案発生時、緊急対応会議の開催			職員研修	いじめ対応 チーム会議 情報共有等
	昨年度の 実態調査 ↓ 道徳・特活の 計画へ反映	学級・学年づくり 人間関係づくり					
		第一次いじめア ンケート（匿名）		教育相談			
				第二次いじめア ンケート（記名）			

	10月	11月	12月	1月	2月	3月
	事案発生時、緊急対応会議の開催					いじめ対応チ ーム会議 まとめ・次年 度の課題検討
		学級・学年づくり 人間関係づくり				個人カード の引継
		第一次いじめア ンケート（匿名）		教育相談		第一次いじめア ンケート（匿名）
			第二次いじめア ンケート（記名）			第二次いじめア ンケート（記名）
				第二次アンケート（記名）の結果と指導経過を個 人カードにして保管		